

障害者権利条約を地域のすみずみに

社会福祉法人アイアイハウス
施設長 粟津 浩一

2014年2月19日は何の日かご存じでしょうか？我が国が国連に「障害者権利条約」の批准書を提出して1ヶ月、2月19日は「障害者権利条約」が日本で効力を生じることとなった日です。『障害のある人も、障害のない人と同じ基本的人権が保証される社会を実現する』という「障害者権利条約」の精神を広く普及し、実践していくことが私たちの大きな運動課題です。

我が国の障害者福祉制度の舵が大きく切られたのは、2006年の「障害者自立支援法」の始まりの時でした。『障害があることを自己責任として、その支援に「応益の負担」を課す。福祉は公的な責任で行うものでなく、契約に基づく市場原理にゆだねる』そんな「障害者自立支援法」が始まった2006年に国連で「障害者権利条約」が成立したのも皮肉ですが、私たちの障害福祉分野で言えば、2014年はまさにもう一度大きく舵を切り直した新たな時代の始まりの年と言えます。

時を同じくして、3月11日の京都府議会本会議において、全会派一致で「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が可決成立しました。全体の施行期日は2015年4月1日ですが、啓発活動の実施や財政上の措置を講ずることなど一部はこの4月1日からすでに施行されています。また条例の前文には、「略～私たちは、共生社会の実現を強く念願し、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し基本理念を定め、その取組を府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。」と書かれています。

新たな時代の扉は確実に開かれました。これからみなさんとともに、希望を持って一歩ずつ、そして確実に歩みを進めていきたいと思えます。